

館山特別養護老人ホーム 短期入所生活介護事業 重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 施設の内容

(1) 提供できるサービスの地域

施設名	館山特別養護老人ホーム
指定番号	1271000067
所在地	千葉県館山市湊 373 番地
代表者名	理事長 近藤 好雄
電話番号	0470-23-4831
FAX 番号	0470-22-7101

(2) 職員体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
施設長	業務の一元的な管理	1 名（常勤・兼務）
副施設長	施設長を補佐、業務管理	
医師	健康管理及び療養上の指導	3 名（非常勤）
生活相談員	生活相談及び指導	2 名（常勤）、1 名（兼務）
介護支援専門員	施設サービス計画作成	1 名（常勤・兼務）
介護職員	介護業務	34 名（常勤）、4 名（非常勤）
看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	3 名（常勤）、1 名（非常勤）
機能訓練指導員 （看護職）	身体機能の向上・健康維持のための指導	1 名（常勤）
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、 栄養指導等	1 名（常勤）
栄養士		1 名（常勤）
用務員	施設整備・営繕、車両運転、洗濯等	2 名（常勤）

(3) 職種の勤務体制

○介護職員（常勤）	早番	6：00～15：00
	遅番	9：15～18：45
	遅遅番	9：45～19：15
	夜勤	17：30～翌9：30（内 休憩 5 時間）
○介護支援専門員（常勤）		9：00～18：00
○生活相談員（常勤）	早番	8：30～17：30
	日勤	9：00～18：00
○看護職員（常勤）	早番	7：00～16：00
	日勤	9：15～18：15
	遅番	9：45～18：45
○栄養士（常勤）		9：00～18：00
○事務員（常勤）		8：30～17：30

(4) 設備の概要

○定員 112名（内12名・短期入所及び介護予防短期入所生活介護）
○居室

4人部屋	20室
3人部屋	4室
2人部屋	4室
2人部屋	6室

利用者の居室は、ベッド・床頭台・枕元灯・ロッカー等を備品として備えます。

○食堂 各階に設置

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室 各階に設置

浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

○洗面所及び便所 各階に設置

必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けます。

○機能訓練室 1室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、相談室、医務室、静養室、洗濯室、調理室、面談室、介護職員室等を設けます。

3 サービスの内容

(1) 基本サービス

① 短期入所生活介護計画の立案

利用者が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

② 食事

- ・食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

③ 入 浴

- ・最低、週2回入浴可能です。ただし、利用者の体調により、特別浴又は清拭となる場合があります。

④ 介 護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴、口腔等の介助
- ・体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。

(2) その他のサービス

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出下さい。

② 所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願いいたします。

③ レクリエーション

年間を通して施設内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。(利用期間中に行なわれる場合)

4 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

◇介護報酬告示額

(1) 基本料金

介護区分	1日あたりの利用料	1日あたりの自己負担額
要介護1	6,030円	603円
要介護2	6,720円	672円
要介護3	7,450円	745円
要介護4	8,150円	815円
要介護5	8,840円	884円

・長期利用61日以降減算

基本報酬の30円▲

(2) 加算料金等(一日につき)

・サービス提供体制加算Ⅰ	22円
Ⅱ	18円
Ⅲ	6円
・機能訓練体制加算	12円

・個別機能訓練加算	56円
・生活機能向上連携加算Ⅰ	100円/月
・送迎加算	184円/片道

注)館山市外の送迎料金は別途に掛かる場合あり。ご相談ください。

「◇その他の費用」事項の(4)館山市外の送迎料金の自己負担を参照。

・看護体制加算Ⅰ	4円
・医療連携強化加算	58円
・看取り連携体制加算	64円
・夜勤職員配置加算Ⅰ	13円
・認知症緊急対応加算	200円
・若年性認知症受入加算	120円
・緊急短期入所受入加算	90円
・口腔連携強化加算	50円/月1回
・療養食加算	8円/回
・在宅中重度者受入加算Ⅰ	421円
・認知症専門ケア加算Ⅰ	3円
・生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円/月
・長期利用者提供減算	30円/日▲
・高齢者虐待防止未実施減算	基本報酬の1%▲
・業務継続計画未策定減算	基本報酬の1%▲
・介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×140/1000(1ヶ月)

◇その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用

基本料金 1, 445円/日 (負担軽減制度あり)

・朝食	380円
・昼食	615円
・夕食	450円

食事は、1食毎の計算となります。なお、ご利用者様本人の急な都合等により食事を摂られなかった場合は、料金が発生しますことご了承ください。

(2) 滞在に要する費用

基本料金、入所・退所の時間にかかわらず1日あたり

・居住費	915円/日 (負担軽減制度あり)
------	-------------------

(3) 理美容代

実費 (理容業者へお支払いください。領収証をお渡し致します。)

(4) 館山市外の送迎料金の自己負担

ア 施設より半径12km以内の地区の送迎料金自己負担はありません。

イ ア以外の地区で施設より半径15km未満の場合、1回540円の自己負担が別途必要となります。

ウ 施設より半径15km以上の地区は1回540円と2km増毎に108円が加算されます。

注) イ・ウについては介護保険内の送迎料金184円/回の他に別途、必要となります。

(5) その他

ア 利用者の嗜好品の購入、行事への参加費等、その他個人的に必要な諸々費用は実費。

イ サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1複写につき10円。

ウ 計画に位置付けられた利用日を中止した場合には次のキャンセル料を申し受

けます。

- ・利用前日までに利用中止のご連絡頂いた場合。 無料
- ・利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合(連絡のない場合含む)基本料金分。

5 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の職員にご一報下さい。
- (2) 利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけて下さい。
- (3) 施設内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。
- (4) 職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連携を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上、利用者及び従業者等の訓練を行います。

7 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12 苦情相談窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。
 - ・ご利用相談室 窓口担当者：石井 俊次 責任者：小澤 一典
 - ・ご利用時間 月～土曜日：9時00分～18時00分

- ・ご利用方法 電話番号 ： 0 4 7 0 - 2 3 - 4 8 3 1

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

- ・館山市高齢者福祉課介護保険係

住 所：千葉県館山市北条 1 1 4 5 - 1

電話番号：0 4 7 0 - 2 2 - 3 4 8 7

受付時間：8 時 30 分～17 時 00 分（土日、祝日を除く）

- ・千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

住 所：千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号

電話番号：0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 2 8

受付時間： 8 時 30 分～17 時 00 分（土日、祝日を除く）

(3) 苦情処理第三者委員

氏名：福田 光雄 電話 2 3 - 3 4 6 2

氏名：小谷登志江 電話 2 8 - 0 7 2 3

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

13 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科センターに協力をいただき、入所者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

医療法人 沖縄徳洲会 館山病院

千葉県館山市北条 5 2 0 -1 番地 0 4 7 0 - 2 2 - 1 1 2 2

- ・協力歯科医療機関

亀田ファミリークリニック館山 館山歯科センター

千葉県館山市正木 4304 番地 9 0 4 7 0 - 2 0 - 5 5 1 7

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

14 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合で、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15 福祉サービス第三者評価について

当施設において、福祉サービス第三者評価は実施していません。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの開始に当たり、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

〈施設〉

所在地 千葉県館山市湊 373 番地
施設名 館山特別養護老人ホーム
指定番号 1 2 7 1 0 0 0 0 6 7
代表者名 理 事 長 近 藤 好 雄

印

説明者 生活相談員

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

〈入所者〉

住 所

氏 名

印

〈入所者代理人（選任した場合）〉

住 所

氏 名

印 （続柄

）